

◎サーバ管理型乗車券取扱手続

制定 2022年4月25日

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 サーバ管理型乗車券取扱規程（以下「規程」という。）の定めに基づく旅客の運送および取扱方については、規程によるほか、このサーバ管理型乗車券取扱手続に定めるところによります。

第2章 後払い式サーバ管理型乗車券

(使用の制限)

第2条 次の各号に該当する場合は、後払い式サーバ管理型乗車券は使用することができません。

- (1) 発行者が別に定める利用枠を超えたとき
- (2) 発行者が別に定める使用制限または停止を行ったとき

(運賃の收受)

第3条 後払い式サーバ管理型乗車券を規程第8条により使用する場合は、入場駅から出場駅までの大人片道普通旅客運賃を收受します。この場合、小児が後払い式サーバ管理型乗車券を使用する場合であっても、大人片道普通旅客運賃を收受します。

2 後払い式サーバ管理型乗車券を使用する場合の運賃は、利用した当日分を集計します。また、利用日の運賃は、当該後払い式サーバ管理型乗車券の発行者が、当社に立替払いすることで旅客に対す求償債権を取得し、旅客に請求します。

3 請求方法については、発行者が別に定めるところによります。

(効力)

第4条 後払い式サーバ管理型乗車券から大人片道普通旅客運賃を收受することを承諾して使用する場合は、小児1人が使用することができます。

(利用履歴の確認)

第5条 規程第12条により利用履歴を確認する場合は、乗車券管理サーバに記録されている直近の利用日から最大365日遡り、利用月日、乗車区間および運賃額等を確認することができます。

(前回利用時の出場情報がない後払い式サーバ管理型乗車券の取扱い)

第6条 出場情報のない後払い式サーバ管理型乗車券と連絡票を規程第7条に定める駅に差し出した場合は、その内容を確認のうえ、発駅情報の消去処理を行います。

2 出場情報のない後払い式サーバ管理型乗車券を差し出した旅客が連絡票を所持していない場合は、後払い式サーバ管理型乗車券に記録された入場駅から利用可能な範囲の最遠区間の片道普通旅客運賃と規程第16条第1項に定める増運賃を収受し、発駅情報の消去処理を行います。

(後払い式サーバ管理型乗車券障害時の取扱い)

第7条 破損等により対応端末機等での取扱いが不能となった場合は、後払い式サーバ管理型乗車券は使用することができません。

(列車運行不能時の取扱い)

第8条 旅客は、対応端末機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号に定めるいずれかを選択することができます。

(1) 旅行開始駅までの無賃送還

乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、旅行開始駅で後払い式サーバ管理型乗車券の発駅情報の消去処理を行います。

(2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還

旅行開始駅から途中駅までの片道普通旅客運賃を後払い式サーバ管理型乗車券から収受します。

(3) 運行不能区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、旅行開始駅から当社線による旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を後払い式サーバ管理型乗車券から収受します。

第3章 南海デジタル乗車券

(乗車券の購入)

第9条 南海デジタル乗車券は、南海電気鉄道の運営サイトにて、旅客が情報端末により購入しなければなりません。

(用語の意義)

第10条 この章におけるおもな用語の意義は、次の各号に定めるところによります。

(1) 「購入情報等」とは、南海デジタル乗車券の購入日時、商品名、購入額等の情報をいいます。

(2) 「システム」とは、乗車券管理サーバと販売サイトを総称したシステムをいいます。

(システムにかかわる通信費用)

第11条 情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとします。

(インターネットの環境)

第12条 旅客が南海デジタル乗車券を使用するために利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障害等が起因した損害等については、当社はその責任を負いません。

(システムの取扱時間)

- 第13条** 南海デジタル乗車券の取扱時間は0時00分から23時59分までとします。なお、メンテナンス時間を除きます。
- 前項に定める取扱時間は予告なく変更することがあります。
 - この手続における時間は日本標準時とします。

(発売額)

- 第14条** 南海デジタル乗車券の発売額は別に定めるところによります。

(支払方法)

- 第15条** 南海デジタル乗車券の支払方法は、クレジットカード決済とし、一括払いに限ります。
- 利用可能なクレジットカードの決済ブランドは別に定めるところによります。

(効力)

- 第16条** 南海デジタル乗車券の効力は、旅客が必ず情報端末を携帯し、その情報端末の画面に表示された購入情報等に限り有効とします。
- 情報端末の故障、充電切れ等により南海デジタル乗車券の購入情報を確認できない場合は、利用できません。
 - 第2項の場合、入場駅から出場駅までの片道普通旅客運賃を別途収受します。

(乗越し)

- 第17条** 南海デジタル乗車券で乗越しを希望する場合は、旅客営業規則第111条第1項により取扱い、券面に表示された区間外に対する相当の片道普通旅客運賃を別途収受します。

(払いもどし)

- 第18条** 旅客は、旅客の操作により購入した南海デジタル乗車券を払いもどしすることができます。
- 払いもどし1回につき、別に定める手数料を支払うものとします。
 - 使用開始後の払いもどしについては、別に定めるところによります。
 - 払いもどし額が手数料に不足する場合は払いもどしできません。

(利用履歴および購入履歴の確認)

- 第19条** 規程第12条により利用履歴および購入履歴を確認する場合は、南海電気鉄道の運営サイト内で確認することができます。

(前回利用時の出場情報がない南海デジタル乗車券の取扱い)

- 第20条** 出場情報のない南海デジタル乗車券と連絡票を規程第7条に定める駅に差し出した場合は、その内容を確認のうえ、発駅情報の消去処理を行います。
- 出場情報のない南海デジタル乗車券を差し出した旅客が連絡票を所持していない場合は、南海デジ

タル乗車券に記録された入場駅から利用可能な範囲の最遠区間の片道普通旅客運賃と規程第16条第1項に定める増運賃を収受し、発駅情報の消去処理を行います。

(南海デジタル乗車券障害時の取扱い)

第21条 破損等により対応端末機等での取扱いが不能となった場合は、南海デジタル乗車券は使用することができません。

(列車運行不能時の取扱い)

第22条 旅客は、対応端末機等による改札を受けた後、列車が運行不能となった場合は、次の各号に定めるいずれかを選択することができます。

(1) 旅行開始駅までの無賃送還

乗車区間の運賃は収受しません。また、無賃送還後、旅行開始駅で南海デジタル乗車券の発駅情報の消去処理を行います。

(2) 旅行開始駅に至る途中駅までの送還

旅行開始駅から途中駅までの片道普通旅客運賃を現金により収受し、当該南海デジタル乗車券の発駅情報の消去処理を行います。

(3) 運行不能区間の別途旅行

運行不能となった区間を旅客が当社線によらないで別途に旅行を希望する場合は、次のいずれかの方法によるものとします。

① 旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車をすることができます。ただし、他の経路による乗車中に途中下車することができません。

② 旅行開始駅から当社線による旅行中止駅までの片道普通旅客運賃を、現金により収受し、当該南海デジタル乗車券の発駅情報の消去処理を行います。

(情報端末の盗難、紛失等による利用制限)

第23条 情報端末の盗難、紛失等により、利用制限が必要な場合は、別の情報端末により払いもどし処理を実施するなど、旅客の責任において制限をかけるものとします。

2 前項による対応で、利用上支障が生じた場合、当社は一切責任を負わないものとします。

(旅客の責任)

第24条 旅客が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は被った全ての損害の賠償を旅客に請求し、当該旅客はこれに応じるものとします。